

平成25年 4月26日

茨城県立図書館長 佐川 美代子 殿

茨城県図書館協議会委員長 手塚 克彦

県民の読書活動への支援について（建議）

子どもからお年寄りまで、全ての県民が読書に親しみ、様々な情報を得る機会を持つことは、県民生活に潤いをもたらす、情報化時代を生きるために欠くことのできないことである。そのために図書館が果たす役割は重要なものとなっている。

一方、子どもの読書離れ、活字離れが言われるようになって久しいが、子どもたちにとって最も身近な存在である学校図書館において、全ての学校図書館の職員や資料等が十分に配置され機能している、とは言い難い。

また市町村立図書館についても、図書館未設置の市町村が有る他、市町村立図書館間でも規模の違いがあり、誰もが豊かな読書環境にあるとは言えない。

そこで、当協議会では、平成23年度、平成24年度の2年間にわたり、「県民の読書活動への支援」をテーマとし、「学校図書館への支援」「市町村立図書館への支援」の二面から、県立図書館としてどのような支援ができるか、協議してきた。

ここに協議結果をまとめ、以下のとおり建議する。県立図書館におかれては、建議の内容に積極的に取り組み、更なる支援に努められるよう期待するものである。

1 学校図書館への支援について

(1) 学校図書館の現状・課題

学校図書館における読書環境について

県内の小・中学校で、学校図書館担当職員（いわゆる「学校司書」）を配置している学校の割合は、小学校で57.0%、中学校43.7%（平成24年5月現在）であり、学校によっては昼休み等、児童生徒が落ち着いて本を選び、読書できる時間に学校図書館が開いていない場合がある。このように学校図書館は、全ての児童生徒が本に親しみ、読書の習慣を養える環境にあるとは言い難い。

司書教諭の状況について

県内の12学級以上の小・中学校においては、司書教諭発令率は100%であるが、11学級以下の小学校は79%、同じく中学校は88%である。また、ほとんどの司書教諭は、専任で図書館運営に携わることではなく、担任を兼任している。よって、図書館運営に掛けられる時間が少ないことから、選書や配架等は、夏休み等を利用して行う場合もある。子供たちが入りやすくなるようなディスプレイの作成等、学校図書館の環境整備までは手が回らない状況である。

資料の状況について

文部科学省が、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書数の標準として定めた「学校図書館図書標準」を達成した県内の小・中学校の割合は、小学校で65.6%、中学校で53.3%（平成24年5月現在）である。また学校図書館では、図書購入費の減少に伴い、国語の教科書で紹介されている本や職業に関する本など、学校がタイムリーに求める資料が不足している。

(2) 学校図書館支援への施策・提案

学校図書館支援事業について

学校図書館には、子どもたちが読みたくなる本、調べ学習をする時に必要な本など、魅力ある最新の図書が豊富にあることとともに、読書の手助けをする職員が常駐するなど、子どもたちが本に親しみやすい環境の整備が求められる。

当協議会の23年度の議論を受けながら、県立図書館では24年度に学校図書館支援事業をスタートさせた。この事業が実りあるものになる

よう，事業の推進にあたり以下の点に配慮されたい。

ア 事業全般について

(ア) 地域及び学校の実態への配慮について

学校図書館支援事業は，推薦基準により指定校を選定し，市町村教育委員会と学校との連携を図りながら実施する事業であり，その結果については全県下に示し，各学校図書館の運営についての提案になるものである。

しかし，市町村及び地域や学校により実態は色々と異なっている。また，学校には個人情報，生徒指導等を含めて配慮すべき事項もあるので，県立図書館や市町村立図書館からの一方的な考え方では連携が図れないことも予測される。

そのため事業の実施に当たっては，県教育委員会，市町村教育委員会及び市町村立図書館，学校との協議の中で，その地域及び学校に合った学校図書館のあり方を探ること。仮に成果が出せなかった事例があった場合はその理由を検証し，他校の学校図書館の運営に活かせるものとする。

(イ) 指定校の活動結果の公表について

指定校の活動結果報告については，事業の中で作成した「本の紹介リスト」を提示する等の事例をあげ，理解しやすいものにする。

また，指定校の学校図書館の事業前・事業後の写真や利用の状況を，近隣の学校の教職員が見られる機会を作り，事業の効果を地域に広げていくこと。

(ウ) 「学校図書館活用の手引き」の活用について

県立図書館が作成し各小・中学校に配付した「学校図書館活用の手引き」について，県教育研究会や図書館協会等の組織や，校長会等の機会を利用して紹介あるいは活用方法の提案を行い，市町村立図書館職員，学校の教職員，ボランティアの連携の強化を図るよう，その活用に努めること。

(エ) 指定校の2年次について

指定校の2年次は，市町村立図書館が中心となって支援することになるが，出来る限り市町村立図書館のバックアップに努め，市町

村立図書館と学校との連携がとれるよう、配意すること。

イ ボランティアの配置による学校図書館の活性化について

(ア) 人材の確保について

学校に派遣するボランティアについては保護者、元教員や読み聞かせグループなど地域の人材を募り、各指定校の学校図書館の運営に必要な人数を配置出来るよう努めること。

(イ) 学校とボランティアの相互理解について

学校の中にボランティアが入り活動するためには、学校側はどのような学校図書館にしたいのかビジョンを示し、ボランティアの部屋や記名票を用意して朝会で紹介する等、ボランティアが活動し易い環境を整える必要がある。

また、ボランティア側は、学校のルールやマナーをよく理解するなど、互いに協力することが大切である。

そのため、県立図書館が発行した「学校図書館活用の手引き」を活用するよう学校に働きかける等、ボランティアと学校が相互理解できるよう努めること。

(ウ) 研修について

指定校の研修においては、ボランティアのみならず、教職員や保護者も含めて、問題の可視化や目的の共有化ができるよう、「手段」ばかりではなく、「意識」の面にも踏み込んだ内容で行うよう努めること。

また、指定校以外の学校図書館のボランティアについても、研修会に参加する機会を設けるよう努めること。

ウ 図書の充実について

(ア) 図書パックの充実と活用について

学校図書館への図書の支援については、必要な冊数を確保することは基より、授業や進路指導に使用する等、学校が今必要としている内容の図書をタイムリーに提供できるように、図書パックの充実に努めること。

また、図書パックの活用法や、読書を楽しむための資料を作成し、市町村立図書館や学校に配付すること。

(イ) 市町村立図書館等への貸出について

学校図書館支援事業が県立図書館から市町村立図書館等に移行した後も、学校図書館の図書が充実するよう、市町村立図書館等への貸出についても配慮すること。

学校図書館支援事業以外の支援について

(ア) 学校図書館支援事業指定校以外の学校への配慮について

高等学校については専任の学校司書のいる学校が3割を切り、更に初任者が毎年約40%いることから、高等学校教育研究会等とも連携して、高等学校の学校図書館担当者に対して研修の機会を設けるよう努めること。

また、学校図書館支援事業の指定校以外の小・中学校の学校図書館担当職員については、市町村立図書館等と連携して、研修の機会を設けるよう努めること。

(イ) 県立図書館所蔵の映像資料の活用について

県立図書館で所蔵する郷土に関する貴重な資料について、古書については県立図書館ホームページでデジタルライブラリーとして公開しているが、映像資料についても学校教育の中で活用できるよう、メディア変換に努めること。

(ウ) 「心の居場所」づくりについて

学校図書館が子どもたちの「心の居場所」になり、ボランティアの方々の活動に対しても、自然と感謝の気持ちや言葉が出てくるような暖かい雰囲気作りが必要である。

そしてより多くの子ども達が読書に親しみ、学校図書館が子ども達でいっぱいになるよう、県の関係課（生涯学習課、義務教育課）においても方策を検討してもらい、連携して市町村の支援に努めること。

2 市町村立図書館への支援について

(1) 市町村立図書館の現状・問題

市町村立図書館の貸出数等について

県内の市町村立図書館は、全国平均と比べて資料費や資料数は上回っているものの、貸出数はやや下回っている。特に相互貸借においては、貸出数、借受数とも全国平均の約半数に留まっている。

ここから、他県の市町村立図書館では相互貸借が活発であり、県内の市町村立図書館は、相互貸借をもっと活発に行うことで活性化し、貸出数が伸びる可能性があると考ええる。特に、小規模市町村の図書館の場合、住民のすべての求めに対して自館単独で応えていくのは困難であることから、相互貸借をPRし活発化させることは、地域の方の要望に応えていくためには重要である。

そのため、相互貸借資料の配送にかかる時間の短縮も含めて、今後ますます県立図書館によるバックアップが重要になっていくと考えられる。

資料購入費について

茨城は人口約300万人を擁しながら、県庁所在地である水戸市でさえ人口は30万人に満たず、大きな都市が無い。従って各市町村の図書館の規模もあまり大きくないため、市町村立図書館で蔵書が少ないところは県立図書館に頼る事となり、県立図書館の役割は大きい。

しかし茨城県立図書館の資料購入費は約3千万円程度（平成22年度）と少なく、十分な支援ができる状況とはいえない。相互貸借の資料にかかる配送経費の確保も含め、予算の確保は課題である。

市町村立図書館支援の状況について

県立図書館では、他県と比較して、市町村立図書館への支援として、総目録、レファレンスデータベース、市町村立図書館職員への研修等、主な事項は既に実施している。

しかし、その詳細を見たときに、他県が行う研修の中に、電子書籍に関する研修等、有用と思われるが県立図書館では未実施の内容も有る。

(2) 市町村立図書館支援への施策・提案

今後、県立図書館が現在行っている各種支援事業の更なる充実を図っていくことはもちろん、市町村立図書館等がどのような支援を求めているのかを的確に把握しながら、支援方策の在り方について絶えず見直していく必要がある。

なお、県立図書館の予算については、いかに確保していくか苦慮するところであるが、県立図書館として行うべき業務や必要な予算を精査し、県民一人あたりの資料費等の指標を設定する等の工夫をして財政担当にアピールし、また県生涯学習課も可能な限り支援して予算を確保し、所蔵資料の充実を図ると共に、限られた予算の中で効果的な相互貸借資料の搬送を検討する等、市町村立図書館の支援に努めること。

資料の相互貸借の充実について

ア 所蔵資料及び相互貸借の広報について

特にオリンピック等タイムリーな資料や，気象や防災等多くの方が興味・関心を持つ資料を受け入れた際にはホームページ等を活用しPRに努めること。また，様々な機会，手段を通して相互貸借のPRに努め，県内図書館全体の利用増を図ること。

イ 所蔵資料の充実について

市町村立図書館からの相互貸借希望や購入リクエストに十分応えることができるよう，資料費を確保する。特に，市町村立図書館からのレファレンスへの協力依頼にも充分対応できるように，参考図書の実充に配慮すること。

ウ 相互貸借システムの運用と搬送手段の充実について

相互貸借を円滑に行うため，相互貸借システムの安定した運用，搬送手段の充実を努めること。

エ その他

市町村立図書館における資料展示の応援等，市町村立図書館のニーズに合った資料の提供に努めること。

ネットワークの充実について

ア 情報ネットワークの充実について

県民の多様化・高度化するニーズに応え，図書館資料を有効に活用するためには，図書館間における情報の円滑な流通，情報の共有化，迅速な検索の実施等が不可欠である。そのため，茨城県図書館情報ネットワーク（資料検索システム，相互貸借システム，司書支援システム）のさらなる充実を図ること。

イ 大学図書館，専門図書館との連携について

県民の高度かつ専門的なニーズに対応するため，県内の大学図書館や専門図書館との連携に努めること。

図書館職員の研修について

ア 研修内容の充実について

市町村立図書館の職員に対しきめ細かな研修が出来るよう、ニーズや研修にかかる情報を収集し、研修内容の充実に努めること。

イ 出前研修の検討について

職員数の少ない市町村立図書館では研修に参加しにくい状況があることから、今後は県立図書館での全体研修だけでなく、地区ごとに会場を設定して参加率の向上を図ること。

ウ 研修内容のデータベース化の検討について

研修会における講義録や配付資料等をデータベース化したり、動画として記録してインターネット上でいつでも研修を閲覧できるようにする等の方策も検討していくこと。

その他

ア 図書館サービスの変化への対応について

電子書籍等、新形態のサービスについて、積極的に情報収集に努め、市町村立図書館における図書館サービスの変化についても、対応していくこと。

イ 個々の館への配意について

市町村により図書館数等、充実度の違いがあり、また図書館の無い市町村も有ることから、個別の支援についても配意すること。

3 県民の読書活動への支援

全ての県民が読書に親しみ、様々な情報を得る機会を持つためには、県民にとって一番身近な図書館である、学校図書館及び市町村立図書館の充実は不可欠である。また、県立図書館から離れた場所に居住している方も、等しく読書に親しみ図書館サービスを受けられことが望ましい。そのため県立図書館が、学校図書館及び市町村立図書館への支援を行うことは、県民一人一人への支援に繋がっていく。

今回の建議の実現を強く望むものである。